

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
「生活支援センターむらかみ」運営規程

平成 26 年 12 月 25 日制定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村上市社会福祉協議会が設置する「生活支援センターむらかみ」(以下「事務所」という。)が事業運営を業務受託する生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づく生活困窮者自立支援事業(以下「事業」という。)の適正な事業運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、生活困窮者(以下「支援対象者」という。)が困窮状態から早期に脱却できるように、適切な相談及び支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事務所の従業者は、支援対象者が最終的に安定的な自立生活を営めるようになることを目指して、これを実現するための阻害要因となっている課題解決を図るための支援を行うとともに、関係機関との連携を図りつつ各種支援を行うものとする。

2 従業者が支援対象者に対して支援を行うに当たっては、支援対象者との信頼関係を構築した上で、支援対象者との認識や目標の共有を図りつつ、支援対象者の状況や変化に応じて、制度横断的かつ継続的に支援を行うものとする。

(事務所の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生活支援センターむらかみ
- (2) 所在地 村上市 **下相川 316 番地 2**

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所等における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 主任相談支援員 1 人(専従)

主任相談支援員は適切に事務所を運営し、並びに村上市及び関係機関との連絡・調整などのコーディネートや相談員の育成・指導を行う。

- (2) 相談支援員(兼就労支援員) 1 人以上(専従)

相談支援員は、支援対象者の課題を包括的に捉え、生活相談から就労相談まで個々の相談者のニーズや状況に応じて、きめ細かな支援を行う。

- (3) 相談支援員(兼家計改善支援員) 1 人以上(専従)

(社協生活福祉資金貸付・小口資金貸付業務…業務比率 20%と兼務)

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支等に関するアセスメントを行った上で家計収入に関する支援を行う。

(4) 家計改善支援員 1人以上（兼職）

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支等に関するアセスメントを行った上で家計収入に関する支援を行う。

(5) 学習支援管理者 1人以上（兼職）

生活保護世帯並びに生活困窮世帯の小学生から中学生までの児童・生徒への学習支援に必要なアセスメントを行った上で学習支援等を行う。その他、高校生や高校中退者、中学卒業後に進学・就労していないなどの高校生世代や概ね20歳未満の若年層に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談・支援を行う。また、村上市及び関係機関との連絡・調整などのコーディネートを行う。

(6) 学習支援員

学習習慣の形成と基礎学力の向上のため、学校での勉強の復習、宿題の支援等による学習支援等を行う。1世帯につき週1回、2時間程度の家庭訪問等による学習支援を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日等及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（事業の内容）

第6条 事務所で行う支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

(1) 自立相談支援事業

ア 支援対象者の生活及び就労に関する相談及び支援

支援対象者と定期的に面談を行い、生活及び就労に関する問題点を把握し、その解決に向けた支援を行う。

イ 各種支援制度の利用に関する連絡・調整等

アで把握した問題点を踏まえ、必要な支援をコーディネートし、各種支援を実施する以下の関係機関との連絡・調整を行う。

- ① 公共職業安定所（職業相談、職業紹介、職業訓練の受講斡旋、福祉就労支援事業、求職者支援制度等）
- ② 地方公共団体（公営住宅など）
- ③ 社会福祉協議会（生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業等）
- ④ 法テラス、弁護士会、司法書士会、消費生活センター（多重債務問題に係る相談等）
- ⑤ 保健所、精神保健福祉センター（精神保健相談等）

- ⑥ 福祉事務所（生活保護、住宅手当等）
- ⑦ 児童相談所、女性相談所（児童虐待、DV対応等）
- ⑧ ジョブカフェ（就労相談）
- ⑨ 若者サポートステーションなどの若者支援施設（ニート・引きこもり相談等）
- ⑩ その他支援対象者の自立につながる措置やサービスを提供可能なNPO法人、社会福祉法人、企業、公益法人、行政機関等

## (2) 家計改善支援事業

生活困窮者の家計の再建に向け、家計収支等に関するアセスメントを行った上で以下の支援を行う。

- ア 公的給付の利用支援や過払い債務の返還請求に係る支援など家計収入に関する支援
- イ 家計表の作成等による支出の適正化の指導

## (3) 学習支援事業

生活保護世帯並びに生活困窮世帯の小学生から中学生までの児童・生徒の学習習慣の形成と基礎学力の向上のため、学校での勉強の復習、宿題の支援等の学習支援等を行う。**その他、高校生や高校中退者、中学卒業後に進学・就労していないなどの高校生世代や概ね20歳未満の若年層に対して、学習面に加え、進路選択に関する相談・支援を行う。**

## (4) その他生活困窮者の自立に必要な支援

## (5) 関係機関との連携方法

### ア 支援ケース選定会議の開催

事務所は、適切な支援を提供するため、関係機関の担当者による支援ケース選定会議を必要に応じて開催し、支援候補者の情報を集約、検討の上、必要に応じて、本事業の利用を勧奨する。

### イ 支援調整会議の開催

事務所は、関係機関の担当者が支援内容を調整する支援調整会議を定期的で開催し、支援プランが適切なものであるかの確認を行う。

### ウ 事業連絡会の開催

事務所は、関係機関との間で適時に事業連絡会を開催し、本事業に関する情報提供及び情報交換を行う。

(個人情報取扱い)

- (2) 事務所は、その業務上知り得た支援対象者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た支援対象者及びその家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても引き続き前項に規定する義務を

負う。

(その他運営についての重要事項)

第8条 事務所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 事務所は、従事者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

3 事務所は、支援対象者に関する諸記録を整備し、利用申し込みを受けた日から5年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会関係規程を準用し、その他必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年11月29日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月27日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

**この規程は、令和7年6月16日に改正し、令和7年6月1日から施行する。**